

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市情報公開審査会  
会長 曾我部 真裕

## 答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から令和3年4月26日付け大環境事第119号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

### 第1 審査会の結論

実施機関が行った令和2年12月25日付け大環境事第938号による部分公開決定（以下「本件決定」という。）で実施機関が公開しないこととした部分のうち、別表に掲げる大阪市路上喫煙対策委員会（以下「本件委員会」という。）の公募委員の応募者のうち同公募委員に選任された者（以下「対象者A」という。）の氏名を公開すべきである。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 公開請求

審査請求人は、令和2年12月11日に、条例第5条に基づき、実施機関に対し、請求する公文書の件名又は内容を「大阪市路上喫煙対策委員会の委員公募に係る文書（公募、市民からの応募書類、選考、結果の通知に係る文書など。起案用紙を含める。ただし <https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000513666.html> で公開されている『10要綱等』は不要。）」と表示して公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 本件決定

実施機関は対象文書を「大阪市路上喫煙対策委員会公募委員選考委員会の実施について（起案日：令和2年10月23日）」（以下「本件文書1」という。）及び「大阪市路上喫煙対策委員会公募委員の選考及び選考結果の通知について（起案日：令和2年10月27日）」（以下「本件文書2」とい、本件文書1とあわせて「本件各文書」という。）と特定した上で、条例第10条第1項に基づき、本件文書1のうち住所、年齢、職業、応募動機、個人の経歴に関する情報、各選考委員の採点内訳及び合計得点、路上喫煙の防止に関する小論文に関する事項を、本件文書2のうち個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日、職業、応募動機、個人の経歴に関する情報、各選考委員の採点内訳及び合計得点、路上喫煙の防止に関する小論文に関する事

項を、それぞれ公開しない理由を次のとおり付して、本件決定を行った。

## 記

条例第7条第1号に該当

(説明)

個人の氏名、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日、年齢、職業、応募動機、個人の経歴に関する情報、各選考委員の採点内訳及び合計得点については、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

路上喫煙の防止に関する小論文については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。

条例第7条第5号に該当

(説明)

各選考委員の採点内訳及び合計得点については、本市の路上喫煙対策事業に関する情報であって、公にすることにより、各選考委員の評価傾向が明らかになり、今後の選考事務において適切な採点評価を行うことができなくなるなど、公募委員の選考の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

路上喫煙の防止に関する小論文については、本市の路上喫煙対策事業に関する情報であって、公にすることにより、今後の公募委員の応募者が模倣することは容易に想定され、小論文の内容が形骸化するなど、公募委員の選考の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

### 3 審査請求

審査請求人は、令和3年3月25日に、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条第1号に基づき、審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

### 第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

#### 1 審査請求の趣旨

本件決定のうち対象者Aの氏名を公開しないこととした部分を取り消し、公開するとの決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

対象者Aの氏名はただし書きアに該当するため、公開しないとした決定は不当である。

同人の氏名は大阪市のホームページ上の本件委員会のページ  
<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000010440.html> で公開されている。

### 3 意見書

#### 弁明書に対する認否及び反論

弁明書「第2決定の理由2」の第3段落の途中「A、Bの応募者のうち誰が選定されたかは明らかにしておらず、関係者以外には、Aが選定者であるか否か識別される情報はないものである。」について否認する。

審査請求人が本件文書2を見分したところ、本件文書2の(案の1)には、「選考結果:対象者Aを公募委員に決定する。」と明記されていることが分かった。即ち、応募者のうちAが選定されたことが明らかにされている。よって、関係者でなくとも、Aが選定者であることを識別できる情報は既に公開されている。

なお対象者Aは、本件文書2の別添資料のうち応募用紙の「現在の喫煙状況について」に対し、「喫煙している」にチェックを入れている。他方、対象者Bは、「喫煙していない」にチェックを入れている。そして市民公募委員「対象者A」は喫煙者であることを委員会に出席したときに公言して憚らない。令和3年12月20日開催の第36回では「例えば、シンガポールの空港は喫煙所、もちろん閉鎖型のものもあるし、開放型のものもあるんですけども、僕がよく利用する喫煙所は、サンフラワーガーデンといいまして、ヒマワリが植えてあって、それを観賞しながら、たばこが吸えると。」令和2年12月9日開催の第35回では、「前回のこの委員会で私個人の経験もお話しさせていただいたんですが、私も実は捕まったことありまして。禁止地区であることを知らなかったんです。」などと発言したことが議事録には記載されている。

以上のとおりであるから、本件文書2により対象者Aが市民公募委員に選定されていることが明らかにされており、「対象者A」が市民公募委員として委員会に出席していることからすると、対象者Aの氏名は「対象者A」に他ならず、条例第7条第1号ただし書アに該当するため公開されるべきである。

なお氏名を公開したとしても、特定の個人が記載した小論文の内容といった非公開とすべき個人情報の一部が新たに明らかになることはない。審査請求人が公開を求めるのは、対象者Aの氏名「対象者A」のみであって、これは既に公開されている情報だからである。そして「対象者A」が委員会で喫煙者であることを公言して憚らないことからすると、「対象者A」が応募用紙の「喫煙している」にチェックを入れたことは、非公開とすべき個人情報の一部であるとはいえないことは明らかでもある。

### 第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

審査請求人は、本件決定において公開しないこととした、「個人の氏名」のうち対象者Aの氏名が条例第7条第1号ただし書アに該当するため非公開情報に該当しないことを理由に、本件決定のうち対象者Aの氏名を公開しないこととした部分の取消し、及び公開決定を求めており、対象者Aの氏名以外の非公開部分の公開の可否について争っていないため、以下対象者Aの氏名を公開しないこととした理由に絞って本件決

定の理由を説明する。

#### 1 本件各文書において非公開とした情報について

実施機関では、「路上喫煙禁止地区」の指定又は変更若しくは解除について、及び路上喫煙の防止の推進に関する重要事項について調査審議するために本件委員会を設置しており、令和2年9月に初めて本件委員会委員の公募を行った。

本件文書1は、公募委員の選考を実施するため、選考委員会の次第、選考委員名簿、選考委員会の配席図、選考委員が事前に行った小論文採点に係る集計表、各応募者が応募用紙に記載した事項の対比表等、その他関係規程等選考委員会での参考文書を付し、選考委員会を開催する意思決定を行うための決裁文書であり、本件文書2は、選考委員会の結果を受けた公募委員の決定、各応募者に対する選考結果の通知に係る意思決定を行うための決裁文書である。

#### 2 対象者Aの氏名の条例第7条第1号ただし書アの非該当性について

公募への応募者である対象者Aの氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第1号に該当することは言うまでもない。

審査請求人は、対象者Aの氏名は、大阪市のホームページ上の本件委員会のページで公開されており、「公にされている情報」であることから同号ただし書アに該当し、その部分を公開しないとした本件決定は不当であると主張する。

しかし、本件決定では、応募者の属性や性質を示すために、喫煙の有無や、選考委員による小論文への選考の所見を明らかにしたところであるが、点数は非公開とし、A、Bの応募者のうち誰が選定されたかは明らかにしておらず、関係者以外には、Aが選定者であるか否か識別されうる情報はないものである。氏名を公開することによって、特定の個人が記載した小論文の内容といった非公開とすべき個人情報の一部が明らかになってしまう。よって、対象者Aの氏名については、条例第7条第1号に該当し、ただし書アには該当しないと判断したものである。

### 第5 審査会の判断

#### 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことは言うま

でもない。

## 2 争点

実施機関は、対象者Aの氏名が、条例第7条第1号の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であり、かつ、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないとして、部分公開決定を行ったのに対して、審査請求人は、同号ただし書アに該当するとして、本件決定を争っている。したがって、本件審査請求の争点は、対象者Aの氏名の条例第7条第1号ただし書ア該当性である。

## 3 対象者Aの氏名の条例第7条第1号ただし書ア該当性について

(1) 実施機関は、本件決定では、2名の応募者のうち誰が選定されたかは明らかにしておらず、関係者以外には、対象者Aが選定者であるか否か識別されうる情報はないものであるから、対象者Aの氏名については、条例第7条第1号に該当し、ただし書アには該当しないと主張する。

しかしながら、当審査会で本件文書2を見分したところ、対象者Aを公募委員に決定するとの記載がされていた(本件文書2、3枚目14行目)。

そして、当審査会において事務局に確認させたところ、審査請求人が指摘している大阪市のホームページの本件委員会のページ(<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000010440.html>)において、本件委員会の委員名簿として、公募委員との肩書とともに対象者Aの氏名が記載されているほか、当該ページの「委員会の開催経過」に掲載されている各回次の本件委員会の開催資料のうち、対象者Aが公募委員として選定されてから本件決定までの開催分の開催資料には、公募委員との肩書とともに対象者Aの氏名を記載した委員名簿が含まれており、本件決定後の開催分の開催資料についても、同様の取扱いとなっている。

そうすると、対象者Aが公募委員として選定されたことは本件文書2の記載より明らかであり、さらに、実施機関において、公募委員としての対象者Aの氏名をホームページで公開する運用を行っていたものであるから、対象者Aの氏名は条例第7条第1号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると認められる。

### (2) 小括

以上より、本件非公開部分のうち本件文書2の別表に掲げる部分は、条例第7条第1号ただし書アに該当する。

## 4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 曾我部 真裕、委員 川島 裕理、委員 野田 崇

(参考) 答申に至る経過

令和3年度諮問受理第3号

年 月 日	経 過
令和3年4月26日	諮問書の受理
令和4年1月27日	実施機関からの意見書の收受
令和4年2月10日	審査請求人からの意見書の收受
令和4年3月25日	調査審議
令和4年4月28日	調査審議
令和4年5月25日	調査審議
令和4年6月22日	調査審議
令和4年6月30日	答申

別表 公開すべき部分

該当箇所		概要
枚目	項目	
9	「 応募者氏名」欄	対象者Aの氏名のふりがな
9	「 応募者氏名」欄	対象者Aの氏名
10	「氏名」欄	対象者Aの氏名